

大学の海外展開について ―海外校を中心に―

1. 背景

- 社会、経済、文化のグローバル化が進展し、学生や教員も含めて国際的な流動性が高まる中、世界的な広がりをもって大学の教育力・研究力を高めていく必要がある。こういった背景も踏まえ、米国、英国、豪州等を中心として、海外校や海外キャンパスの設置等の大学の海外展開が進み、展開先の国におけるプレゼンスの向上や優秀な学生の確保に積極的に取り組む事例が多数みられる。
- 一方、我が国においては18歳人口が減少しており、国内の学生のみを対象とする大学教育には限界がある。そうした中、大学の国際競争力を維持・発展させ、我が国の大学が世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たしていくためにも、海外も含め優秀な学生及び教員を確保し大学の更なる国際化を図ることや、大学の海外展開を促進することが求められている。

2. 定義

- 本会議における「海外展開」は、我が国から国境を越えて展開される教育活動を想定する。
- 「海外校」は我が国の大学設置基準 57 条に基づいて設置される大学の学部や学科を指す。

3. 過去の提言等

- 平成 16 年 3 月 29 日 国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について―大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して―〈審議のまとめ〉
 - 今後、我が国の大学の戦略的な教育研究活動の進展に伴い、我が国の大学が外国において学位授与等につながる教育活動を行う場合に必要な基盤づくりが求められる。
 - 具体的には、我が国の大学が外国において行う学位授与等につながる教育の課程につき、その制度的な位置付けについて所要の整備を行うとともに、国際的な信頼性・通用性の確保の観点から、大学の質の保証に関する取組みが必要である。我が国の大学が外国において提供する教育についても、基本的には、大学自身が自己点検・評価の対象に含めるなど質保証に責任を負うことが必要であるが、同時に、認証評価機関による評価の際には、大学の自己点検・評価を踏まえつつ、当該外国における教育活動等についても評価の対象に加えることが期待される。

4. 現行制度

(1) 制度改定

- 平成 16 年 12 月 13 日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 16 年文部科学省令第 42 号）」公布、平成 17 年 4 月 1 日施行
- 平成 20 年 6 月 30 日文部科学省告示第 103 号 大学の海外校に関する告示
- 高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、我が国の大学が外国において教育活動を行う際、大学設置基準等を充たしたものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とした。

(2) 制度

- 大学設置基準第 57 条（外国に設ける組織）
大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

5. 諮問

- 平成 29 年 3 月 6 日 我が国の高等教育に関する将来構想について（諮問）
... グローバル化や第 4 次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保、高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進、地域の産業界等との連携による人材育成、社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備、高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討...

6. 論点（案）

- 大学の海外展開にはどのような意義や可能性があるのか。
(例)
 - 大学が優秀な学生を集める一つ的手段
 - 国際的な知名度の向上
- 我が国の大学が海外校を開設する場合の課題（阻害要因等）は何か。
(例)
 - 国内制度上の課題（校地校舎の自己所有、収容定員管理等）
 - 大学運営・体制の課題
 - 展開先の国における制度上の課題
- 大学の海外校開設を促進するため、どのような方策（インセンティブ等）が考えられるのか。
(例)
 - 諸外国の制度、教育法令等に関する情報提供
 - 在外公館等現地におけるサポート
 - 先行事例の紹介等を通じた段階的海外展開のモデル提示

大学の海外展開に関する世界情勢

■積極的に海外展開する国々（例）

提供国別海外ブランチキャンパス数

・ 米国	84校
・ 英国	42校
・ フランス	30校
・ ロシア	18校
・ 豪州	15校

1980年頃より徐々に活発化。
英語圏の大学を中心に展開。
近年では非英語圏の大学の展開も進む。

■積極的に外国の大学を受入れる国々（例）

受入れ国別外国大学ブランチキャンパス数

・ 中国	38校
・ ドバイ	26校
・ マレーシア	13校
・ カタール	11校
・ シンガポール	11校

国内の高等教育機関不足の補てん、
高等教育の高度化、高等教育のハブ
化の試み、経済特区の開放等、国別
に受入れの時期、背景は多様。

※Cross-Border Education Research Team (2017年1月).
C-BERT Branch Campus Listing.

(<http://cbert.org/branchcampuses.php>.) の情報をもと
に作成。閉校したものを除く。

諸外国の事例（受入国：マレーシア）

〔マレーシアの高等教育戦略〕

- ～1980年代：「Look East Policy」等に代表されるように、充実した給付型奨学金により、海外留学による人材育成を志向。
- 1990年代：人材育成・留学コストの抑制のほか、頭脳流出を食い止め、国際社会における競争力強化を目指す観点から、国立大学の民営化、私立教育機関の設立許可、外国大学の設置を進めるなど、国内の高等教育の充実・多様化に着手。
- 高等教育戦略(2007～2020年)：
2020年までの先進国入りとの国家目標に応じて、取組を重点化
 - ✓ 教育へのアクセス拡大、高等教育機関の充実を推進
 - ✓ 教育の質の向上、研究開発の強化
 - ✓ 国際化を推進
- 経済変革プログラム(2010年)：2020年までの経済成長戦略の文脈でも、重点経済分野の一つに「教育」を掲げ、外国企業（海外大学やインターナショナルスクール等）の積極的な誘致を推進。
- 高等教育計画(2015～2025年)：
既に、教育ハブとして、ASEAN内の域内格差解消を始め、南南協力としての留学生受入れを意識。
25万人の留学生受入れ計画を掲げる。



- ✓ 国立大学を3つにカテゴリー化し、5つの重点研究大学を指定
- ✓ QS世界ランキングを意識した目標設定
- ✓ 海外の教育機関と連携し、ツイニング・プログラムを推奨、外国大学のマレーシア分校を誘致

高等教育機関の設置状況

(2016)

【大学数(2014)】 【QSランキング世界200位以内】

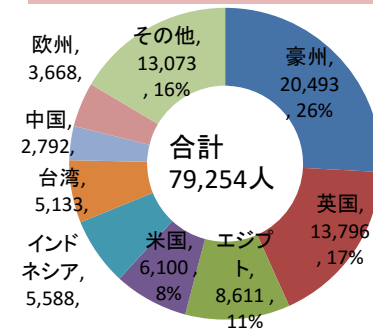
- ◆ 国立大学 20 1
 - 私立大学 95 0
 - 海外大学分校 9 5
- (豪3、英5、中1)
- ◆ 私立大学を中心に、英、豪等の大学とのツイニング・プログラム、ジョイントディグリー等が多く用意されている。

留学生受入国への転換

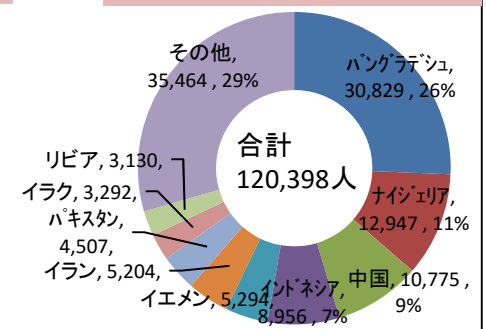
- ◆ 外国人留学生数は、急激に増加。
1999年 3,500人 ⇒ 2008年 約7万人 ⇒ 2015年 約12万人

出典：MOHE HP

マレーシア人の留学先(2010年)



マレーシアにおける外国人留学生数(2015年)



大学の海外展開の様々な形態

■ OECD-世界銀行（2007） Cross-border Education（国境を越えた教育）

人や教育プログラム、提供者、カリキュラム、プロジェクト、研究とサービスの移動が、国家や地域の司法権利上の境界を越えて動くこと。国際化の部分集合であり、開発協力プロジェクトや、学術交流プログラム、商業的イニシアティブの一部にもなり得る。

■プログラムの移動形態■

- Franchise（フランチャイズ）
- Twinning（ツイニング）
- Double degree（ダブル・ディグリー）
- Joint degree（ジョイント・ディグリー）
- Articulation（単位互換協定等）
- Validation（ヴァリデーション）
- E-learning/ distance
（E-ラーニング/遠隔）

■機関の移動形態■

- Branch campus（ブランチキャンパス）
- Independent institution（独立機関）
- Acquisition/merger（買収/合併）
- Study centre/ teaching site
（学習センター/教育サイト）
- Affiliation/ network
（提携/ネットワーク）

出典：OECD-世界銀行(2007) Cross-border Tertiary Education A WAY TOWARDS CAPACITY DEVELOPMENTを参考に作成。
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/6865/Cross-borderTertiaryEducation.pdf?sequence=5>

我が国の大学の海外展開・プログラムの移動事例①

■ ツイニング

(例)

○ 長岡技術科学大学を幹事大学としたコンソーシアム

ベトナムハノイ工科大学とのツイニングプログラム

平成17年4月より編入受入れ開始。日本側は長岡技術科学大学を幹事大学としてコンソーシアム形式で運営。学生は第3学年の前半までベトナムで専門基礎及び日本語を学習し、試験を経て日本のコンソーシアム大学の第3学年に編入。長岡技術科学大学又はコンソーシアム大学の学位を授与。日本語による学部教育。留学期間・費用の半減、ベトナムでのプログラムの前半教育へのコミットメントによる受入れ留学生の質の保証、プログラムとして財政的自立性を志向し、持続可能なプログラムとなる。

○ 豊橋技術科学大学ツイニングプログラム

マレーシア・ディステッド・カレッジとのツイニングプログラム

これまでのツイニングプログラムの実績を基に、マレーシアのカレッジと新規提携、本年3月より現地校での学生受入れを開始。現地で日本語を含む3年間の教育後、日本へ学部3年次に編入、2年間で学部卒業を目指す。国内外での学生獲得の競争が激しくなる中、学部レベルでの優秀な留学生獲得を意図。

マレーシアでは外国大学とのツイニングプログラム事例が多いが、日本の国立大学の学費は英国等の大学と比べて比較的安価であり、また政府や財団による支援、学費免除等と合わせることにより、留学生にとって魅力あるプログラムとなり得る。

我が国の大学の海外展開・プログラムの移動事例②

■ ジョイント・ディグリー

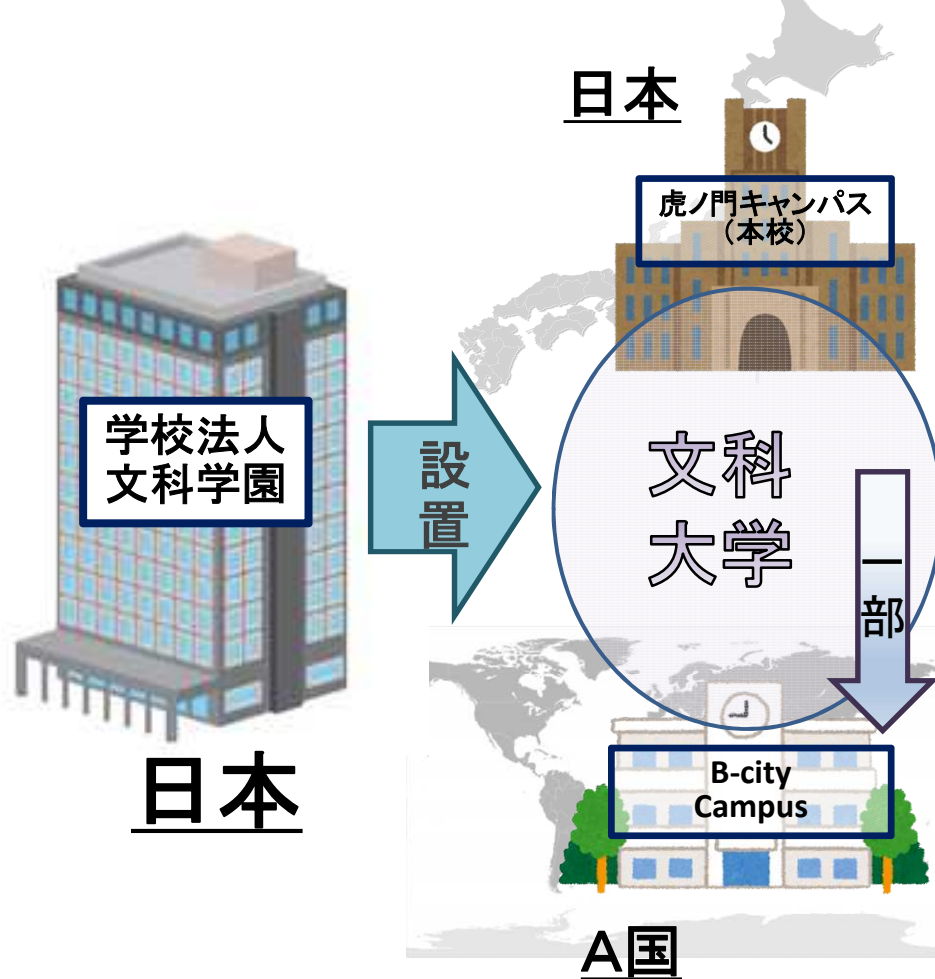
平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。

大学名	学部・研究科	相手大学	相手国	新学科・専攻名	開設年月日
1 名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学 国際連携総合医学専攻 (D)	平成27年10月
2 東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系専攻 (D)	平成28年4月
3 東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュラロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュラロンコン大学 国際連携歯学系専攻 (D)	平成28年8月
4 名古屋大学大学院	理学系研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学 国際連携理学専攻 (D)	平成28年10月
5 京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学 国際連携建築学専攻 (M)	平成29年4月
6 名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学 国際連携総合医学専攻 (D)	平成29年4月
7 筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 中国	国際連携食料健康科学専攻 (M)	平成29年9月
8 筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻 (M)	平成29年9月
9 名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学 国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月 (予定)
10 京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学 国際連携文化越境専攻 (M)	平成29年10月 (予定)
11 長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院 国際連携グローバルヘルス専攻 (D)	平成30年4月 (予定)
12 立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科 (学部)	平成30年4月 (予定)

我が国の大学の海外展開・機関の移動形態①

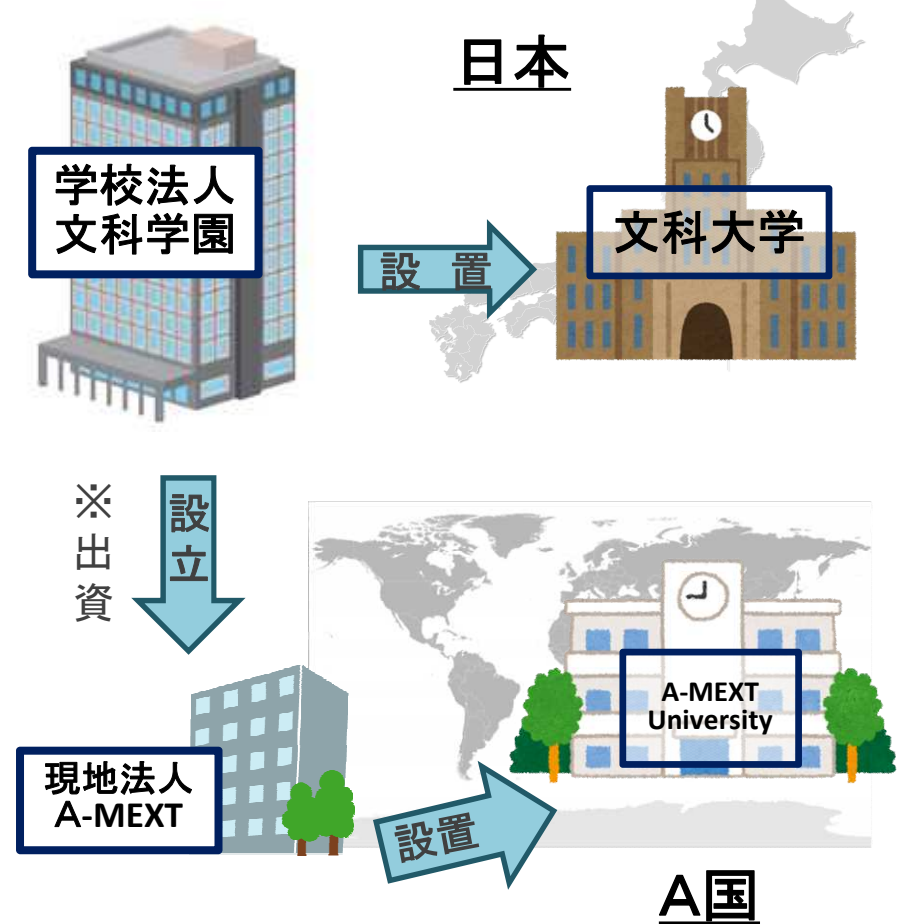
タイプ1

大学設置基準57条に基づく
日本の大学の海外校(学部・学科)



タイプ2

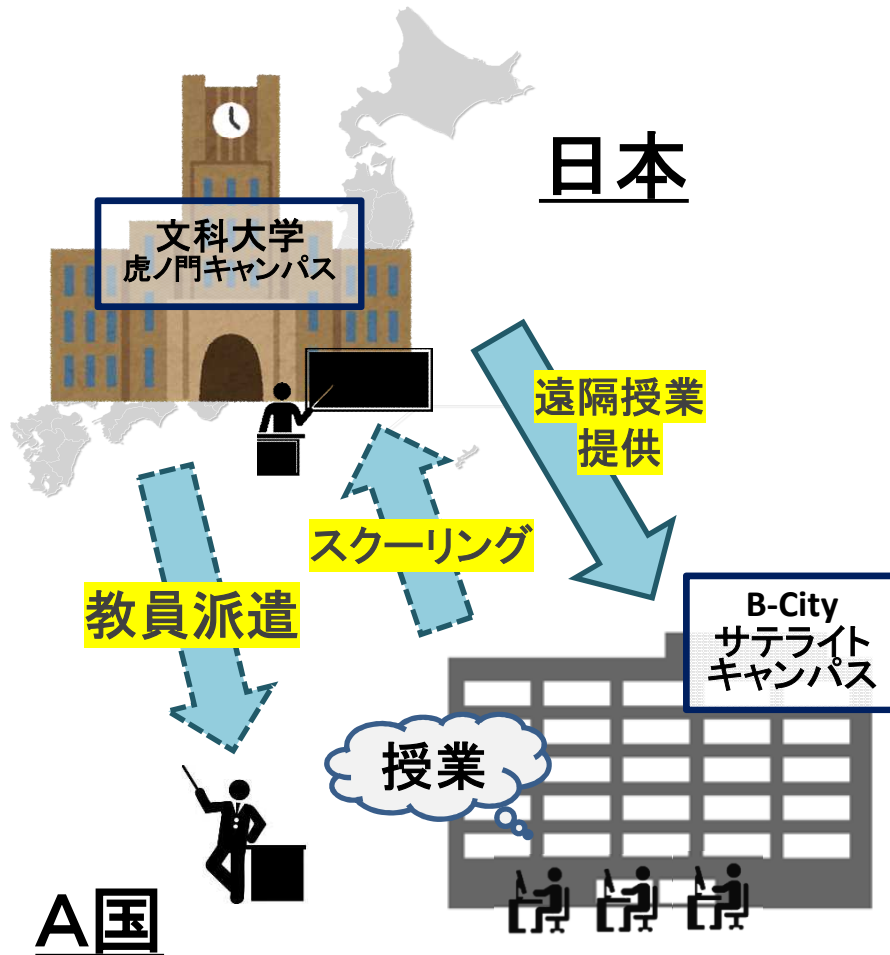
日本の学校法人等が設立・買収した
現地法人(合併含む)が設置する外国の大学



我が国の大学の海外展開・機関の移動形態②

タイプ3:

日本の大学が海外にサテライトキャンパスを設置し
日本から遠隔教育や教員の派遣で授業を実施



参考: 機関の移動無し

学生が自宅等で日本からの
通信教育(双方向型含む)を受講



■独立機関（タイプ2）

ハワイ東海インターナショナルカレッジ

学校法人東海大学の海外教育機関の一つとして1992年に設立（米国非営利法人）。敷地、建物ともに学校法人東海大学の所有物。米国西地区学校・大学協会（WASC-ACCJC）の基準認定（アクレディテーション）を受けたリベラルアーツ短期大学。修了者は、米国短期大学士（Associate in Arts）が取得できる（日本の学位は取得できない）。卒業生の6割はアメリカの4年制大学へ、3割弱が東海大学等の日本の公私大へ編入学している。2015年4月、オアフ島西部のハワイ大学ウエストオアフ校敷地内にキャンパスを移転し、同校との間に単位互換、共同留学、施設の供用、国際教育プログラムといったコラボレーションを展開中。

■サテライトキャンパス（タイプ3）

名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院

アジアサテライトキャンパスを設置し、各国の国家中枢人材に対し在職しながら名古屋大学の博士号が取得できるプログラムを提供している。

キャンパス所在地：ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン、モンゴル、ウズベキスタン
設置研究科：法学研究科、医学系研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、環境学研究科
（全て後期課程）

- ・平成29年9月に法律分野の博士号取得者を2名、生命農学分野の博士号取得者を1名輩出する見込み。
- ・例えばフィリピンでは現地の提携大学からも指導教員がつけられているなど協力して事業を行っており、共同研究・DD・JD等次の展開へつながることが期待される。

我が国大学の海外校に関する審議状況

平成16年3月29日 国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議
国境を越えて教育を提供する大学の質保証について－大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して－
＜審議のまとめ＞ －Ⅲ. 主要課題への取組の考え方

(1) 我が国の大学の国際展開について

(検討の視点)

- 我が国の大学の国際展開については、
 - ・大学の国際化の拠点となり、国際的に通用する教育研究の推進に役立つこと、
 - ・国際的に活躍できる人材の養成につながり得ること、
 - ・諸外国の人材養成に資する知的国際貢献となること、
 - ・海外での学生確保や留学希望者の開拓につながることで、等の利点があると考えられる。
- 他方、その課題としては、
 - ・我が国の大学の国際展開によって、却って我が国の大学制度への信頼性を損なうことのないよう、質保証の在り方について検討する必要があること、
 - ・当該国における通用性の確保が必要であり、現地の諸条件に対応できる柔軟性も必要であること、
 - ・大学にとって進出に係るリスク及びコストが伴うこと、等が挙げられる。
- このような利点及び課題を踏まえ、以下のような教育制度上の取扱い及び質保証のための対応が必要である。

(具体的な方策)

- 今後、我が国の大学の戦略的な教育研究活動の進展に伴い、我が国の大学が外国において学位授与等につながる教育活動を行う場合に必要な基盤づくりが求められる。
- 具体的には、我が国の大学が外国において行う学位授与等につながる教育の課程につき、その制度的な位置付けについて所要の整備を行うとともに、国際的な信頼性・通用性の確保の観点から、大学の質の保証に関する取組みが必要である。我が国の大学が外国において提供する教育についても、基本的には、大学自身が自己点検・評価の対象に含めるなど質保証に責任を負うことが必要であるが、同時に、認証評価機関による評価の際には、大学の自己点検・評価を踏まえつつ、当該外国における教育活動等についても評価の対象に加えることが期待される。

我が国大学の海外校に関する制度改正（規定の新設）概要

【制度改正】

- 平成16年12月13日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第42号）」公布、平成17年4月1日施行
- 平成20年6月30日文部科学省告示第103号 大学の海外校に関する告示

【趣旨】

高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、我が国の大学が外国において教育活動を行う際、大学設置基準等を充たしたものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とする。

【可能となった活動】

我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織（海外校）を外国に設置すること

- 1.外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること
（海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
- 2.外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること
（国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
※海外校の学生の国籍は不問。主として外国人を対象とした海外校が設置可能。

海外校の設置パターンと設置基準

■ 海外校で教育課程の全てを行う場合（海外校のみで学位取得が可能）

1. 大学の学部、大学院の研究科、短大の学科の全てを海外校で行う場合
2. 学部の一部（学科）、研究科の一部（専攻）、短大の学科の一部（専攻課程）の全てを海外校で行う場合
3. 大学等の履修上のコースの全てを海外校で行う場合

（設置基準の概要）

国内校及び海外校の収容定員に応じて算出される専任教員数や校地・校舎面積を、国内校及び海外校にそれぞれ確保することが必要。

■ 海外校で教育課程の一部を行う場合

1. 上記 1. の修業年限の一部を海外校で行う場合

（設置基準の概要） 国内校は国内校の収容定員に応じて算出。

海外校は上記1. で算出された基準数を修業年限の期間に応じて軽減。

2. 上記1. の授業科目の一部（1学期分等）を海外校で行う場合

外国において開設する授業科目が配当される年次分（1年未満は切り上げ）を海外校の教育期間として通算し、上記1. の基準を適用。